

新旧対照表

製造たばこの小売定価の認可の申請等に伴う輸入価格確認事務取扱要領（昭和 60 年 3 月 27 日蔵関第 320 号）

改正（案）	現行
<p>1 小売定価の認可の申請時の確認</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 提出先 認可申請書、同副本及び仕入書等は申請者の主たる事務所の所在地を管轄する税関長（<u>業務部評価部門</u>）に提出させることとする。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) 認可申請書の輸入予定地税関への送付等 上記(3)により処理した認可申請書について、その確認を行った税関（以下「確認税関」という。）以外に当該認可申請書に係る輸入予定地税関（以下「関係税関」という。）がある場合には、確認税関は当該認可申請書及び計算書（又は包括申告書）の写し各 1 部を関係税関の本関（<u>業務部評価部門</u>）に送付する。</p> <p>2～3 （省略）</p>	<p>1 小売定価の認可の申請時の確認</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 提出先 認可申請書、同副本及び仕入書等は申請者の主たる事務所の所在地を管轄する税関長（<u>調査保税部評価部門</u>）に提出させることとする。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 認可申請書の輸入予定地税関への送付等 上記(3)により処理した認可申請書について、その確認を行った税関（以下「確認税関」という。）以外に当該認可申請書に係る輸入予定地税関（以下「関係税関」という。）がある場合には、確認税関は当該認可申請書及び計算書（又は包括申告書）の写し各 1 部を関係税関の本関（<u>調査保税部評価部門</u>）に送付する。</p> <p>2～3 （同左）</p>

新旧対照表

関税評価に係る事前教示制度について（平成 17 年 6 月 21 日財関第 806 号）

改正（案）	現行
<p>関税評価に係る事前教示実施要領 （制定の趣旨）（省略）</p> <p>1 .(省略)</p> <p>2 .(1)（省略）</p> <p>（2）事前教示照会書の受理</p> <p>イ 事前教示照会については、原則として、照会者が次の(イ)から(ト)までの事項を記載した「関税評価に係る事前教示照会書」(別紙様式 1)(記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「関税評価に係る事前教示照会書(つづき)」を別紙様式 1 に添付の上、割印させるものとする。以下、これらを「評価照会書」という。)及び(フ)の資料(以下、これらを「照会文書」という。)を当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の評価部門に対して 1 通提出することにより行わせる。なお、一評価照会書につき一取引の事前教示とする。</p> <p>(イ)～(フ)（省略）</p> <p>ロ（省略）</p> <p>(3)～(11)（省略）</p> <p>3 .（省略）</p>	<p>関税評価に係る事前教示実施要領 （制定の趣旨）（同左）</p> <p>1 .（同左）</p> <p>2 .(1)（同左）</p> <p>（2）事前教示照会書の受理</p> <p>イ 事前教示照会については、原則として、照会者が次の(イ)から(ト)までの事項を記載した「関税評価に係る事前教示照会書」(別紙様式 1)(記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「関税評価に係る事前教示照会書(つづき)」を別紙様式 1 に添付の上、割印させるものとする。以下、これらを「評価照会書」という。)及び(フ)の資料(以下、これらを「照会文書という。」)を当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の評価部門に対して 1 通提出することにより行わせる。なお、一評価照会書につき一取引の事前教示とする。</p> <p>(イ)～(フ)（同左）</p> <p>ロ（同左）</p> <p>(3)～(11)（同左）</p> <p>3 .（同左）</p>

新旧対照表

改正（案）	現行								
別紙様式 4	別紙様式 4								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">公開日</td> <td style="width: 20%;">以降</td> <td style="width: 20%;">登録番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(住所・所在地)</p> <p>(氏名・名称)</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: right;">税関 業務部 特別価格審査官 ㊟</p> <p style="text-align: center;">評価事前教示回答書（変更通知書兼用）</p> <p>別添の関税評価に係る事前教示に関する照会書（登録番号 ）による照会について、下記の「回答及び理由」欄記載のとおり回答します。</p>	公開日	以降	登録番号		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">公開日</td> <td style="width: 20%;">以降</td> <td style="width: 20%;">登録番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(住所・所在地)</p> <p>(氏名・名称)</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: right;">税関 調査保税部 特別価格審査官 ㊟</p> <p style="text-align: center;">評価事前教示回答書（変更通知書兼用）</p> <p>別添の関税評価に係る事前教示に関する照会書（登録番号 ）による照会について、下記の「回答及び理由」欄記載のとおり回答します。</p>	公開日	以降	登録番号	
公開日	以降	登録番号							
公開日	以降	登録番号							
取引の概要及び照会趣旨	取引の概要及び照会趣旨								
回答及び理由	回答及び理由								
有効期限	この回答書の有効期限は 年 月 日までとする。								
参考									
(注) 本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。	(注) 本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。								
(規格A4)	(規格A4)								

新旧対照表

改正（案）	現行
<p style="text-align: right;">別紙様式 5 平成 年 月 日</p> <p>（住所・所在地）</p> <hr/> <p>（氏名・名称）</p> <hr/> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: center;">税関 業務部 特別価格審査官 （統括調査官）</p> <p style="text-align: center;">㊟</p> <p style="text-align: center;">文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）</p> <p>（文案の例示）</p> <p>事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても関税評価に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。</p> <p>しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前教示照会に当たりませんので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（理由）</p> <p style="text-align: right;">（規格 A 4）</p>	<p style="text-align: right;">別紙様式 5 平成 年 月 日</p> <p>（住所・所在地）</p> <hr/> <p>（氏名・名称）</p> <hr/> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: center;">税関 調査保税部 特別価格審査官 （統括調査官）</p> <p style="text-align: center;">㊟</p> <p style="text-align: center;">文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）</p> <p>（文案の例示）</p> <p>事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても関税評価に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。</p> <p>しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前教示照会に当たりませんので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（理由）</p> <p style="text-align: right;">（規格 A 4）</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">別紙様式 6 平成 年 月 日</div> <p>（住所・所在地）</p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 10px 0;"/> <p>（氏名・名称）</p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 10px 0;"/> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">税関 業務部 特別価格審査官 （統括調査官）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">事前教示に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ（通知）</p> <p>（文案の例示）</p> <p>事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても関税評価に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前教示照会を対象として行うこととしています。</p> <p>しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなりましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">記</p> <p>（理由）</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">（規格 A 4）</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">別紙様式 6 平成 年 月 日</div> <p>（住所・所在地）</p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 10px 0;"/> <p>（氏名・名称）</p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 10px 0;"/> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">税関 調査保税部 特別価格審査官 （統括調査官）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">事前教示に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ（通知）</p> <p>（文案の例示）</p> <p>事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても関税評価に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前教示照会を対象として行うこととしています。</p> <p>しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなりましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">記</p> <p>（理由）</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">（規格 A 4）</p>

新旧対照表

改正（案）	現行										
別紙様式 7	別紙様式 7										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">受付年月日</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">受付番号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>	受付年月日		受付番号		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">受付年月日</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">受付番号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>	受付年月日		受付番号			
受付年月日		受付番号									
受付年月日		受付番号									
評価事前教示回答書（変更通知書兼用）に関する意見の申出書	評価事前教示回答書（変更通知書兼用）に関する意見の申出書										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">平成 年 月 日 殿</td> <td style="width: 55%;">申出者の 住所、氏名・印</td> <td style="width: 30%;">担当者 電話番号</td> </tr> <tr> <td>代理人の 住所、氏名・印</td> <td>担当者 電話番号</td> </tr> </table>	平成 年 月 日 殿	申出者の 住所、氏名・印	担当者 電話番号	代理人の 住所、氏名・印	担当者 電話番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">平成 年 月 日 殿</td> <td style="width: 55%;">申出者の 住所、氏名・印</td> <td style="width: 30%;">担当者 電話番号</td> </tr> <tr> <td>代理人の 住所、氏名・印</td> <td>担当者 電話番号</td> </tr> </table>	平成 年 月 日 殿	申出者の 住所、氏名・印	担当者 電話番号	代理人の 住所、氏名・印	担当者 電話番号
平成 年 月 日 殿		申出者の 住所、氏名・印	担当者 電話番号								
	代理人の 住所、氏名・印	担当者 電話番号									
平成 年 月 日 殿	申出者の 住所、氏名・印	担当者 電話番号									
	代理人の 住所、氏名・印	担当者 電話番号									
<p>平成 年 月 日付 評価事前教示回答書（登録番号 ） 評価事前教示回答書変更通知書（登録番号 ）</p> <p>に関し、関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて、下記の理由により意見の申出を行います。</p> <p>（理 由）</p>	<p>平成 年 月 日付 評価事前教示回答書（登録番号 ） 評価事前教示回答書変更通知書（登録番号 ）</p> <p>に関し、関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて、下記の理由により意見の申出を行います。</p> <p>（理 由）</p>										
評価事前教示回答書（変更通知書兼用）に関する意見の申出に対する回答書	評価事前教示回答書（変更通知書兼用）に関する意見の申出に対する回答書										
<p>上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、</p> <p>1．当該評価事前教示回答書（変更通知書）の変更を別添の変更通知書により行います。 2．当該評価事前教示回答書（変更通知書）の変更を行いません。</p> <p>（理 由）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 税関 業務部 特別価格審査官（統括調査官） ㊟</p> <p>（注）本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。</p> <p style="text-align: right;">（規格 A 4）</p>	<p>上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、</p> <p>1．当該評価事前教示回答書（変更通知書）の変更を別添の変更通知書により行います。 2．当該評価事前教示回答書（変更通知書）の変更を行いません。</p> <p>（理 由）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 税関 調査保税部 特別価格審査官（統括調査官） ㊟</p> <p>（注）本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。</p> <p style="text-align: right;">（規格 A 4）</p>										

新旧対照表

海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）

改正（案）	現行
<p>第 4 章 輸出通関関係 第 1 節 輸出申告</p>	<p>第 4 章 輸出通関関係 第 1 節 輸出申告</p>
<p>（検査等の指定）</p> <p>1 - 5 通関担当部門又は前記 1 - 2（輸出申告）の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3）となった輸出申告については、現場検査、検査場検査、見本検査（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）本船検査又はふ中検査（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 1 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては「検査指定情報（運搬用）」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 M - 222 号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報（倉主用）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査指定票（倉主用）」（別紙様式 M - 223 号）として出力することができる。</p> <p>（輸出許可の通知）</p> <p>1 - 7 通関担当部門（あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門）は、海上システムを使用して行われた輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上貨物の輸出を許可しようとする</p>	<p>（検査の指定）</p> <p>1 - 5 通関担当部門は、審査区分が検査扱い（区分 3）となった輸出申告については、現場検査、検査場検査、見本検査、本船検査又はふ中検査のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては「検査指定情報（運搬用）」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 M - 222 号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報（倉主用）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査指定票（倉主用）」（別紙様式 M - 223 号）として出力することができる。</p> <p>（輸出許可の通知）</p> <p>1 - 7 通関担当部門は、海上システムを使用して行われた輸出申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上貨物の輸出を許可しようとするときは、海上システムを通じて輸出申告審査終了の登録を行うこ</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>るときは、海上システムを通じて輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて保税運送を承認するときは、その運送期間を海上システムにより指定するものとする。</p> <p>第5節の2 展示等承認貨物の積戻し申告及び積戻し許可後の訂正（検査等の指定）</p> <p>5の2-5 通関担当部門又は前記5の2-2（<u>展示等積戻し申告</u>）の規定により行われた展示等積戻し申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「<u>検査担当部門</u>」という。）は、審査区分が検査扱い（区分3）となった展示等積戻し申告については、現場検査、検査場検査、見本検査（<u>他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等積戻し貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。</u>）をいう。以下この項において同じ。）本船検査又はふ中検査（<u>貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等積戻し貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。</u>以下この項及びこの節5の2-7において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬用）」（別紙様式M-222号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報（倉主用）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査指定票（倉主用）」（別紙様式M-223号）として出力することができる。</p> <p>（展示等積戻し許可の通知）</p>	<p>とにより輸出を許可し、海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて保税運送を承認するときは、その運送期間を海上システムにより指定するものとする。</p> <p>第5節の2 展示等承認貨物の積戻し申告及び積戻し許可後の訂正（検査の指定）</p> <p>5の2-5 通関担当部門は、審査区分が検査扱い（区分3）となった展示等積戻し申告については、現場検査、検査場検査、見本検査、本船検査又はふ中検査のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬用）」（別紙様式M-222号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報（倉主用）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査指定票（倉主用）」（別紙様式M-223号）として出力することができる。</p> <p>（展示等積戻し許可の通知）</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>5の2-7 通関担当部門(あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門)は、海上システムを使用して行われた展示等積戻し申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上貨物の積戻しを許可しようとするときは、海上システムを通じて展示等積戻し申告審査終了の登録を行うことにより積戻しを許可し、海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて、保税運送を承認するときは、その運送期間を海上システムにより指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 輸入通関関係 第1節 輸入申告 (検査等の指定)</p> <p>1-5 通関担当部門又は前記1-2(輸入申告)の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門(以下この節及び次節において「検査担当部門」という。)は、審査区分が検査扱い(区分3)となった輸入申告について現場検査、検査場検査、見本検査(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認(従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。)をいう。以下この項において同じ。)本船検査又はふ中検査(貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。)を含む。以下この項及びこの節1-7において同じ。)のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては「検査指定情報(運搬用)」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票(運搬用)」(別紙様式M-332号)として出力させ、通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報(倉主用)」が配信されるので、倉主等は、必要に応じ「検査指定票(倉主用)」(別紙様式M-333号)として出力すること</p>	<p>5の2-7 通関担当部門は、海上システムを使用して行われた展示等積戻し申告について、審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上貨物の積戻しを許可しようとするときは、海上システムを通じて展示等積戻し申告審査終了の登録を行うことにより積戻しを許可し、海上システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて、保税運送を承認するときは、その運送期間を海上システムにより指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 輸入通関関係 第1節 輸入申告 (検査の指定)</p> <p>1-5 通関担当部門は、審査区分が検査扱い(区分3)となった輸入申告について現場検査、検査場検査、見本検査、本船検査又はふ中検査のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては「検査指定情報(運搬用)」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票(運搬用)」(別紙様式M-332号)として出力させ、通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報(倉主用)」が配信されるので、倉主等は、必要に応じ「検査指定票(倉主用)」(別紙様式M-333号)として出力することができる。</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>ができる。</p> <p>（審査終了の登録）</p> <p>1 - 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）の輸入申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入申告控」の「審査印」欄に審査印を押印し、審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。</p> <p><u>なお、あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 輸入（引取）申告</p> <p>（検査等の指定）</p> <p>2 - 5 通関担当部門又は検査担当部門は、審査区分が検査扱い（区分3）となった輸入（引取）申告について現場検査、検査場検査、見本検査（<u>他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。</u>）本船検査又はふ中検査（<u>貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節2 - 7において同じ。</u>）のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。</p> <p>また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては「検査指定情報（運搬用）」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬用）」（別紙様式M - 332号）として出力させ、通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報（倉主用）」が配信されるので、倉主等は、必要に応じ、「検査指定票（倉主用）」（別紙様式M - 333号）として出力するこ</p>	<p>（審査終了の登録）</p> <p>1 - 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）の輸入申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入申告控」の「審査印」欄に審査印を押印し、審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 輸入（引取）申告</p> <p>（検査の指定）</p> <p>2 - 5 通関担当部門は、審査区分が検査扱い（区分3）となった輸入（引取）申告について現場検査、検査場検査、見本検査、本船検査又はふ中検査のいずれかに指定するものとする。現場検査、本船検査又はふ中検査に指定したものについては、海上システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。</p> <p>また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては「検査指定情報（運搬用）」が、通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（運搬用）」（別紙様式M - 332号）として出力させ、通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査指定情報（倉主用）」が配信されるので、倉主等は、必要に応じ、「検査指定票（倉主用）」（別紙様式M - 333号）として出力することができる。</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>とができる。</p> <p>（審査終了の登録）</p> <p>2 - 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）の輸入（引取）申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入（引取）申告控」の「審査印」欄に審査印を押印し、審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。</p> <p>なお、あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。</p>	<p>（審査終了の登録）</p> <p>2 - 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分2）の輸入（引取）申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入（引取）申告控」の「審査印」欄に審査印を押印し、審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。</p>

新旧対照表

航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）

改正（案）	現行
<p>第 4 章 輸出通関関係</p> <p>第 1 節 輸出申告</p> <p>（検査等の指定）</p> <p>1 - 5 通関担当部門又は前記 1 - 2（輸出申告）の規定により行われた輸出申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった輸出申告については、現場検査、検査場検査、見本検査（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 1 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）（輸出）」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（申告書用）」（別紙様式 N - 391 号）及び「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 N - 392 号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報（輸出）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書（別紙様式 N - 395 号）」として出力することができる。</p> <p>（輸出許可の通知）</p> <p>1 - 7 通関担当部門（あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査</p>	<p>第 4 章 輸出通関関係</p> <p>第 1 節 輸出申告</p> <p>（検査の指定）</p> <p>1 - 5 通関担当部門は、審査区分が検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった輸出申告については、現場検査、検査場検査、見本検査のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）（輸出）」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（申告書用）」（別紙様式 N - 391 号）及び「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 N - 392 号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報（輸出）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書（別紙様式 N - 395 号）」として出力することができる。</p> <p>（輸出許可の通知）</p> <p>1 - 7 通関担当部門は、航空システムを使用して行われた輸出申告（審査区分が</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>担当部門）は、航空システムを使用して行われた輸出申告（審査区分が簡易審査扱い（区分 1）となった輸出申告を除く。）の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、貨物の輸出を許可しようとするときは、航空システムを通じて輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、航空システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて保税運送を承認するときは、その運送期間を航空システムにより指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 輸出通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 4 節の 2 展示等承認貨物の積戻し申告及び積戻し許可後の訂正</p> <p style="text-align: center;">（検査等の指定）</p> <p>4 の 2 - 5 通関担当部門又は前記 4 の 2 - 2（展示等積戻し申告）の規定により行われた展示等積戻し申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分 3、区分 4 は区分 9）となった展示等積戻し申告については、現場検査、検査場検査又は見本検査（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等積戻し貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）（貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 4 の 2 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（申告書用）」及び「検査指定情報（運搬用）」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（申告書用）」（別紙様式 N - 391 号）及び「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 N - 392 号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等</p>	<p>簡易審査扱い（区分 1）となった輸出申告を除く。）の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、貨物の輸出を許可しようとするときは、航空システムを通じて輸出申告審査終了の登録を行うことにより輸出を許可し、航空システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて保税運送を承認するときは、その運送期間を航空システムにより指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 輸出通関関係</p> <p style="text-align: center;">第 4 節の 2 展示等承認貨物の積戻し申告及び積戻し許可後の訂正</p> <p style="text-align: center;">（検査の指定）</p> <p>4 の 2 - 5 通関担当部門は、審査区分が検査扱い（区分 3、区分 4 は区分 9）となった展示等積戻し申告については、現場検査、検査場検査又は見本検査のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（申告書用）」及び「検査指定情報（運搬用）」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（申告書用）」（別紙様式 N - 391 号）及び「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 N - 392 号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報（輸出）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書」（別紙様式 N - 395 号）として出力することができる。</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報（輸出）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書」（別紙様式N - 395号）として出力することができる。</p> <p>（展示等積戻し許可の通知）</p> <p>4の2-7 通関担当部門（あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門）は、航空システムを使用して行われた展示等積戻し申告（審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった展示等積戻し申告を除く。）の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、貨物の積戻しを許可しようとするときは、航空システムを通じて展示等積戻し申告審査終了の登録を行うことにより積戻しを許可し、航空システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて、保税運送を承認するときは、その運送期間を航空システムにより指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第1節 輸入申告</p> <p>（検査等の指定）</p> <p>1-5 通関担当部門又は前記1-2（輸入申告）の規定により行われた輸入申告に係る貨物の検査を行う検査担当部門（以下この節及び第2節において「検査担当部門」という。）は、審査区分が検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった輸入申告については、現場検査、検査場検査、見本検査（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通</p>	<p>（展示等積戻し許可の通知）</p> <p>4の2-7 通関担当部門は、航空システムを使用して行われた展示等積戻し申告（審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった展示等積戻し申告を除く。）の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、貨物の積戻しを許可しようとするときは、航空システムを通じて展示等積戻し申告審査終了の登録を行うことにより積戻しを許可し、航空システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて、保税運送を承認するときは、その運送期間を航空システムにより指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第1節 輸入申告</p> <p>（検査の指定）</p> <p>1-5 通関担当部門は、審査区分が検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった輸入申告については、現場検査、検査場検査、見本検査のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）（輸入）」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（申告書用）」（別紙様式N - 341号）及び「検査指定票（運搬用）」（別紙様式N - 342号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 1 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）（輸入）」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（申告書用）」（別紙様式 N - 341 号）及び「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 N - 342 号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</u></p> <p>なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報（輸入）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書（別紙様式 N - 345 号）」として出力することができる。</p> <p>（審査終了の登録）</p> <p>1 - 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）の輸入申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入申告控」の「審査印」欄に審査印を押印し、審査（検査）が終了した旨を航空システムに登録するものとする。</p> <p>なお、あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 輸入（引取）申告</p> <p>（検査等の指定）</p> <p>2 - 5 通関担当部門又は検査担当部門は、審査区分が検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった輸入申告については、現場検査、検査場検査、見本検査（<u>他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うための見本確認（従来、通関担当部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）をいう。以下この項において同じ。）</u>（貨物確認（他法令の該</p>	<p>なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報（輸入）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書（別紙様式 N - 345 号）」として出力することができる。</p> <p>（審査終了の登録）</p> <p>1 - 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）の輸入申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入申告控」の「審査印」欄に審査印を押印し、審査（検査）が終了した旨を航空システムに登録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 輸入（引取）申告</p> <p>（検査の指定）</p> <p>2 - 5 通関担当部門は、審査区分が検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）となった輸入申告については、現場検査、検査場検査、見本検査のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）（輸入）」が通関業者等に配信される</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物についての適正な審査を行うため、従来、通関担当部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。以下この項及びこの節 2 - 7 において同じ。）のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（運搬用）（輸入）」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（申告書用）」（別紙様式 N - 341 号）及び「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 N - 342 号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</u></p> <p>なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報（輸入）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書（別紙様式 N - 345 号）」として出力することができる。</p> <p>（審査終了の登録）</p> <p>2 - 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）の輸入（引取）申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入（引取）申告控」の「審査印」欄に審査印を押印し、審査（検査）が終了した旨を航空システムに登録するものとする。</p> <p>なお、あらかじめ通関担当部門から依頼を受けている場合は検査担当部門が審査（検査）が終了した旨を海上システムに登録するものとする。</p>	<p>ので、これを「検査指定票（申告書用）」（別紙様式 N - 341 号）及び「検査指定票（運搬用）」（別紙様式 N - 342 号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p> <p>なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報（輸入）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書（別紙様式 N - 345 号）」として出力することができる。</p> <p>（審査終了の登録）</p> <p>2 - 7 通関担当部門は、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3、区分 4 又は区分 9）の輸入（引取）申告の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を終了した場合は、「輸入（引取）申告控」の「審査印」欄に審査印を押印し、審査（検査）が終了した旨を航空システムに登録するものとする。</p>

新旧対照表

税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）

改正（案）	現行
第 1 章 （省略）	第 1 章 （同左）
第 2 章 監視関連業務	第 2 章 監視関連業務
第 1 節～第 6 節 （省略）	第 1 節～第 6 節 （同左）
第 7 節 保税地域関係手続	（新設）
<p>（指定保税地域の処分等の承認の申請）</p> <p>7 - 1</p> <p>(1) 指定保税地域の所有者又は管理者が、システムを使用して、指定保税地域の譲渡、貸付け等の行為をすることについての承認の申請を行う場合には、<u>「指定保税地域処分申請業務」により、当該行為をしようとする土地等の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p>	
<p>（保税蔵置場の許可の申請）</p> <p>7 - 2</p> <p>(1) 保税蔵置場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、<u>「保税蔵置場許可申請業務」により、保税蔵置場の名称、保税蔵置場に置こうとする貨物の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。</p> <p>登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名</p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(保税蔵置場等の許可期間の更新の申請)</u></p> <p><u>7 - 3</u></p> <p><u>(1) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者が、システムを使用して、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の許可期間の更新の申請を行う場合には、「保税地域許可期間更新申請業務」により、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の名称、更新を必要とする期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(保税蔵置場等の貨物の収容能力の増減等の届出)</u></p> <p><u>7 - 4 保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域（以下「保税蔵置場等」という。）の許可を受けた者（以下「被許可者」という。）が、システムを使用して、保税蔵置場等の貨物の収容能力の増減等の届出を行う場合には、「保税地域収容能力等変更届出業務」により、保税蔵置場等の名称、収容能力増減等の概要等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(保税蔵置場等の休業又は廃業の届出)</u></p> <p><u>7 - 5 保税蔵置場等の被許可者が、システムを使用して、保税蔵置場等の業務の休業又は廃業の届出を行う場合には、「保税地域休廃業届出業務」により、保税蔵置場等の名称、休業期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>（保税蔵置場等の許可の承継の承認の申請）</u></p> <p><u>7 - 6</u></p> <p><u>（1）保税蔵置場等の被許可者についての相続、合併又は分割に伴い、保税蔵置場等の許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「保税地域許可承継承認申請業務」により、被相続人の氏名、合併後の法人等の名称、保税蔵置場等の名称等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。</u></p> <p><u>（2）保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>（保税工場の許可の申請）</u></p> <p><u>7 - 7</u></p> <p><u>（1）保税工場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税工場許可申請業務」により、保税工場の名称、保税作業の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。</u></p> <p><u>登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(保税展示場の許可の申請)</u></p> <p><u>7 - 8</u></p> <p><u>(1) 保税展示場の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税展示場許可申請業務」により、保税展示場の名称、施設の構造等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。</u></p> <p><u>登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(総合保税地域の許可の申請)</u></p> <p><u>7 - 9</u></p> <p><u>(1) 総合保税地域の許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「総合保税地域許可申請業務」により、総合保税地域の名称、施設の構造等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。</p> <p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p> <p>（博覧会等の指定の承認の申請）</p> <p>7 - 10</p> <p>(1) 国際機関、外国の政府、地方公共団体、公益法人等が後援する博覧会等について、これらの者の開催する博覧会等に準ずるものとしての承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「博覧会等指定承認申請業務」により、博覧会等の名称、目的等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。</p> <p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>（保税蔵置場等の業務の再開の届出）</p> <p>7 - 11 保税蔵置場等の業務の休業の届出を行った者が、システムを使用して、当該業務の再開の届出を行う場合には、「保税地域業務再開届出業務」により、保税蔵置場等の名称、業務再開年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>（製造用原料品製造工場等の承認又は承認期間の更新の申請）</p> <p>7 - 12</p> <p>(1) 製造用原料品製造工場又は輸出貨物製造用原料品製造工場（以下この章に</p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>において「製造用原料品製造工場等」という。）の承認又は承認期間の更新を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認又は当該更新の申請を行う場合には、「製造用原料品製造工場承認（更新）申請業務」により、製造工場の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。</u></p> <p><u>登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>（製造用原料品製造工場等の承認内容の変更の届出）</u></p> <p><u>7 - 13 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、当該承認内容の変更の届出を行う場合には、「製造用原料品製造工場承認内容変更届出業務」により、変更する事項、変更の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（製造用原料品製造工場等の廃業の届出）</u></p> <p><u>7 - 14 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、当該製造工場の廃業の届出を行う場合には、「製造用原料品製造工場廃業届出業務」により、製造工場の名称、廃業の年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（戻し税等に係る製造工場の承認の申請）</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>7 - 15</p> <p><u>(1) 輸出貨物製造用原料品に係る戻し税等の適用を受けるため、製造工場の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「戻し税等に係る製造工場承認申請業務」により、製造工場の名称、承認を受けようとする期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>住民票の写しの提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に基づき都道府県知事が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、住民票の写しの提出に代えさせることができる。</u></p> <p><u>登記事項証明書の提出をシステムで行う場合は、当該申請情報に電子署名を行い、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信させることをもって、登記事項証明書の提出に代えさせることができる。なお、必要に応じて財団法人民事法務協会登記情報提供センターから登記事項証明に係る照会番号及び発行年月日を取得させ、これを送信させる。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(同時蔵置の特例の届出)</u></p> <p><u>7 - 16 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、同時蔵置の特例の届出を行う場合には、「同時蔵置特例届出業務」により、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の名称、蔵置貨物の品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(同時蔵置の特例の変更の届出)</u></p> <p><u>7 - 17 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、前項の届出内容の変更の届出を行う場合には、「同時蔵置特例変更届出業務」により、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の名称、変更の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>（保税蔵置場等の許可内容の変更の届出）</u> 7 - 18 <u>保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、当該許可内容の変更の届出を行う場合には、「保税地域許可内容変更届出業務」により、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域の名称、変更の内容等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（蔵置貨物の種類の変更の申請）</u> 7 - 19 (1) <u>保税蔵置場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、蔵置貨物の種類の変更の申請を行う場合には、「保税地域蔵置貨物種類変更申請業務」により、保税蔵置場又は総合保税地域の名称、変更しようとする貨物の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u> (2) <u>保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>（製造用原料品製造工場等の所在地等の変更の申請）</u> 7 - 20 (1) <u>製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、当該製造工場の所在地等承認内容の変更の申請を行う場合には、「製造用原料品製造工場所在地等変更申請業務」により、製造工場の名称、新所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u> (2) <u>保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>（承認倉庫及び承認工場の承認の申請）</u> 7 - 21 (1) <u>地位協定特例法第6条の適用を受けた物品（次節及び第3節において「軍納品」という。）の手入、加工等をするための倉庫又は工場として承認を受けようとする者又は承認の内容を変更しようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請又は承認の内容の変更の申請を行う場合には、「承認倉庫及び承認工場承認（変更）申請業務」により、倉庫又は工場の名称、所在</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(免税輸入資材等の製造工場の承認の申請)</u></p> <p><u>7 - 22</u></p> <p><u>(1) 相互防衛援助協定特例法第 3 条に規定する工場の承認を受けようとする者又は承認の内容を変更しようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請又は承認内容の変更の申請を行う場合には、「免税輸入資材等製造工場承認（変更）申請業務」により、工場の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(他所蔵置の許可期間の延長の申請)</u></p> <p><u>7 - 23 外国貨物を保税地域以外の場所に置くことについての許可を受けた者が、システムを使用して、当該許可の期間の延長の申請を行う場合には、「他所蔵置許可期間延長申請業務」により、延長を必要とする期間、延長の事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(加工製造貨物の課税物件の確定時期の承認の申請)</u></p> <p><u>7 - 24</u></p> <p><u>(1) 保税展示場に入れられた外国貨物の課税物件の確定の時期に関し、展示、使用その他の理由により価値の減少があった製品について承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「加工製造貨物課税物件確定時期承認申請業務」により、貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(税関職員の派出の承認の申請)</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>7 - 25</p> <p>(1) <u>保税蔵置場等の被許可者が、システムを使用して、税関職員の派出の申請を行う場合には、「税関職員派出申請業務」により、処理を受けようとする事務の種類、税関職員の数等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p>(保税台帳の電磁的記録による保存の届出)</p> <p>7 - 26 <u>保税地域において外国貨物を管理する者が、システムを使用して、電磁的記録により保税台帳の保存を行う旨の届出を行う場合には、「保税台帳電磁的記録保存届出業務」により、届出者の名称、電子計算機システムの概要等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(被災による施設許可承認手数料の還付等の申請)</p> <p>7 - 27</p> <p>(1) <u>保税蔵置場等の被許可者又は製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、被災による保税蔵置場等の許可手数料又は製造用原料品製造工場等の承認手数料の還付又は軽減若しくは免除（(2)において「許可手数料等の還付等」という。）の申請を行う場合には、「被災による施設許可承認手数料還付等申請業務」により、施設の名称、手数料の納付額等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>保税担当部門は、審査を行った上、許可手数料等の還付等を行う場合には、システムを通じてその旨を登録するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 8 節 保税作業関係手続</p> <p>(保税作業の開始の届出)</p> <p>8 - 1 <u>保税工場の被許可者が、システムを使用して、保税作業の開始の届出を行う場合には、「保税作業開始届出業務」により、保税作業の種類、期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>（保税作業の終了の届出）</u></p> <p>8 - 2 <u>保税工場の被許可者が、システムを使用して、保税作業の終了の届出を行う場合には、「保税作業終了届出業務」により、保税作業によってできた貨物の品名、数量等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（保税工場以外の場所等における保税作業の許可の申請）</u></p> <p>8 - 3</p> <p>(1) <u>保税工場及び総合保税地域以外の場所において保税作業をするため、外国貨物を当該場所に出すことについての許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税工場外作業許可申請業務」により、貨物の品名、場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>(2) <u>保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>（保税地域外における保税作業等の期間、場所の変更の申請）</u></p> <p>8 - 4 <u>外国貨物を保税工場及び総合保税地域以外の場所に出すことの許可を受けた者又は外国貨物を保税展示場及び総合保税地域以外の場所で使用することの許可を受けた者が、システムを使用して、これらの許可の期間又は場所の変更の申請を行う場合には、「保税地域外作業等期間・場所変更申請業務」により、変更しようとする期間、場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（外国貨物の加工製造の報告）</u></p> <p>8 - 5 <u>保税工場の被許可者で指定保税工場の指定を受けた者又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、加工製造の報告を行う場合には、「外国貨物加工製造報告業務」により、原料品名、数量等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（輸出貨物製造用原料品の製造の報告）</u></p> <p>8 - 6 <u>輸出貨物製造用原料品製造工場の承認を受けた者が、システムを使用して、輸出貨物製造用原料品の製造の報告を行う場合には、「輸出貨物製造用原</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>料品製造報告業務」により、製品の品名、数量等を入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（課税原料品等輸出貨物の製造終了の報告）</u></p> <p><u>8 - 7 保税工場又は総合保税地域において課税原料品、未納税原料品又は輸入原料品（以下この項及び9 - 12において「課税原料品等」という。）を使用して輸出貨物を製造した場合において、当該製造の終了の報告を行おうとする者が、システムを使用して、当該報告を行う場合には、「課税原料品等輸出貨物製造終了報告業務」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（保税展示場の販売物品等の使用状況の報告）</u></p> <p><u>8 - 8 保税展示場の被許可者が、システムを使用して、保税展示場に入れられた外国貨物のうち販売又は消費される貨物等につき、その使用状況の報告を行う場合には、「保税展示場の販売貨物等使用状況報告業務」により、使用場所、使用状況等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（貨物総量管理の適用（更新）の申出）</u></p> <p><u>8 - 9 保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、貨物の総量管理の適用（更新）の申出を行う場合には、「貨物総量管理適用（更新）申出業務」により、適用を受けようとする期間、総量管理をしようとする原料品等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（貨物総量管理の適用工場の製造の報告）</u></p> <p><u>8 - 10 貨物の総量管理の適用を受けた者が、システムを使用して、製造の報告を行う場合には、「貨物総量管理適用工場製造報告業務」により、原料品、数量等必要事項を入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（保税作業に使用する貨物の種類の変更の申請）</u></p> <p><u>8 - 11</u></p> <p><u>(1) 保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、保税作業</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>に使用する貨物の種類の変更の申請を行う場合には、「保税作業貨物種類変更申請業務」により、保税工場又は総合保税地域の名称、変更しようとする貨物の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(保税作業の種類の変更の申請)</u></p> <p><u>8 - 12</u></p> <p><u>(1) 保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、保税作業の種類の変更の申請を行う場合には、「保税作業種類変更申請業務」により、保税工場等の名称、変更しようとする保税作業の種類等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(製造用原料品等による製造の終了の届出)</u></p> <p><u>8 - 13</u></p> <p><u>(1) 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、製造用原料品又は輸出貨物製造用原料品(以下この章において「製造用原料品等」という。)による製造の終了の届出を行う場合には、「製造用原料品等製造終了届業務」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第1項第1号に該当する者である場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければならない。</u></p> <p><u>(飼料製造用原料品による製造の終了の届出)</u></p> <p><u>8 - 14</u></p> <p><u>(1) 製造用原料品製造工場の承認を受けた者が、システムを使用して、飼料製造用原料品による製造の終了の届出を行う場合には、「飼料製造用原料品製造終了届業務」により、製造した製品の品名、数量等必要事項をシステムに</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) (1)の届出を行った者が、手数料令第8条第2項に該当する者である場合には、後記第6章の規定により、製造工場承認手数料を電子的に納付しなければならない。</u></p> <p><u>(戻し税原料品貨物の製造の証明)</u></p> <p><u>8 - 15 関税の払戻しを受ける原料品を使用して製造した貨物を輸出する場合において、当該貨物の製造者又はそれ以外の者が、システムを使用して、当該貨物の製造の報告書又は証明書を提出する場合には、「戻し税原料品貨物製造報告（証明）業務」により、輸出貨物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(軍納品の作業の着手の届出)</u></p> <p><u>8 - 16 地位協定特例法第10条に規定する承認を受けた倉庫又は工場（次項及び9 - 7において「承認倉庫等」という。）において、軍納品の手入れ又は作業をしようとする者が、システムを使用して、手入れ又は作業に着手することの届出を行う場合には、「軍納品作業（手入れ）着手届業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより、行わせるものとする。</u></p> <p><u>(軍納品の作業終了の申告)</u></p> <p><u>8 - 17 承認倉庫等において、軍納品の手入れ又は作業を行った者が、システムを使用して、手入れ又は作業が終了したことの届出を行う場合には、「軍納品作業（手入れ）終了申告業務」により、製品等の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(免税輸入資材等による加工等の終了の届出)</u></p> <p><u>8 - 18 相互防衛援助協定特例法第3条に規定する承認を受けた工場において、関税等の免除を受けて輸入した資材を加工、製造した者が、システムを使用して、加工、製造の終了の届出を行う場合には、「免税輸入資材等による加工等終了届出業務」により、製品及びその副産物の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>（保税工場等におけるみかんかん詰製造の確認）</u> <u>8 - 19 保税工場又は総合保税地域において製造されたみかんかん詰に係る打落かん、端かん等について輸入（納税）申告をしようとする者が、システムを使用して、当該みかんかん詰製造年度における製造期間中の製造実績の確認を受ける場合には、「保税みかんかん詰製造報告業務」により、製品の品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（製造歩留の届出）</u> <u>8 - 20 保税工場、総合保税地域又は承認工場において、製造品種の追加、製造工程等の作業内容を変更しようとする者が、システムを使用して、当該変更の届出をする場合には、「製造歩留届出業務」により、使用原料品の品名、製造工程等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>（指定保税地域における貨物取扱いの許可の申請）</u> <u>8 - 21</u> <u>(1) 指定保税地域において、外国貨物又は輸出しようとする貨物（航空運送貨物に限る。）につき、見本の展示、簡単な加工等を行おうとする者が、システムを使用して、これらの行為を行うことの許可の申請を行う場合には、「指定保税地域貨物取扱許可申請業務」により、行為の種類、品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u> <u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>（保税蔵置場における貨物取扱いの許可の申請）</u> <u>8 - 22</u> <u>(1) 保税蔵置場において、外国貨物又は輸出しようとする貨物（航空運送貨物に限る。）につき、見本の展示、簡単な加工等を行おうとする者が、システムを使用して、これらの行為を行うことの許可の申請を行う場合には、「保税蔵置場貨物取扱許可申請業務」により、行為の種類、品名等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9節 搬出入等関係手続</p> <p>(外国貨物の蔵置期間延長の承認の申請)</p> <p>9 - 1</p> <p>(1) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くことの承認を受けた者が、システムを使用して、外国貨物を置くことができる期間の延長の承認の申請を行う場合には、「外国貨物蔵置期間延長承認申請業務」により、貨物の品名、当初蔵入承認年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(未承認貨物の蔵置期間の延長の承認の申請)</p> <p>9 - 2</p> <p>(1) 保税蔵置場に外国貨物を入れた者が、システムを使用して、外国貨物を置くことの承認を受けずに置くことができる期間の延長の承認の申請を行う場合には、「未承認貨物蔵置期間延長申請業務」により、貨物の品名、延長を必要とする期間等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(保税地域外における貨物の使用の許可の申請)</p> <p>9 - 3</p> <p>(1) 保税展示場及び総合保税地域以外の場所において外国貨物を使用することについて許可を受けようとする者が、システムを使用して、当該許可の申請を行う場合には、「保税地域外貨物使用許可申請業務」により、使用期間、場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p> <p>(販売用貨物等の搬入の届出)</p> <p>9 - 4 総合保税地域において販売又は消費される貨物等を総合保税地域に入れようとする者が、システムを使用して、当該届出を行う場合には、「販売用貨物等搬入届出業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(難破貨物等の運送の承認の申請)</p> <p>9 - 5</p> <p>(1) 難破貨物、航行の自由を失った船舶若しくは航空機に積まれていた貨物又は仮に陸揚げされた貨物である外国貨物（次項において「難破貨物等」という。）を運送しようとする者が、システムを使用して、当該運送の承認の申請を行う場合には、「難破貨物運送承認申請業務」により、発送場所、運送先等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(難破貨物等の運送期間の延長の承認の申請)</p> <p>9 - 6</p> <p>(1) 難破貨物等の運送の承認を受けた者が、システムを使用して、運送期間の延長の承認の申請を行う場合には、「難破貨物運送期間延長承認申請業務」により、延長を要する期間、延長の理由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>(軍納品、製品等、副産物の搬出入の届出)</p> <p>9 - 7 軍納品、製品等又はその副産物を承認倉庫等に搬出入しようとする者が、システムを使用して、その届出を行う場合には、「軍納品、製品等、副産</p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>物搬出入届出業務」により、品名、搬出入年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>（製造用原料品等の減却の承認の申請）</p> <p>9 - 8</p> <p>(1) 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、原料品の減却の承認の申請を行う場合には、「製造用原料品減却承認申請業務」により、品名、減却の場所、事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>（船機用品の保税地域への戻入の届出）</p> <p>9 - 9 船用品又は機用品を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込むことについて承認を受けた者が、システムを使用して、当該船用品等を指定された期間に積み込むことなく保税地域に搬入したことについての届出を行う場合には、「船機用品戻入届出業務」により、船用品等の品名、保税地域に入れられた年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>（内外貨混合使用の承認の申請）</p> <p>9 - 10</p> <p>(1) 保税工場又は総合保税地域の被許可者が、システムを使用して、外国貨物と内国貨物とを混じて使用することの承認の申請を行う場合には、「内外貨混合使用承認申請業務」により、外国貨物及び内国貨物の品名、品質等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</p> <p>（製造用原料品等の混合使用の承認の申請）</p> <p>9 - 11</p> <p>(1) 製造用原料品等の関税の軽減又は免除を受けた者が、システムを使用し</p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>て、関税の軽減又は免除を受けた製造用原料品等にこれと同種の他の原料品を混じて使用することの承認の申請を行う場合には、「製造用原料品等混合使用承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(戻し税原料品の搬入の承認の申請)</u></p> <p>9 - 12</p> <p><u>(1) 課税原料品等を使用して輸出貨物を製造しようとする者が、システムを使用して、課税原料品等を保税工場又は総合保税地域に入れることの承認の申請を行う場合には、「課税原料品等搬入承認申請業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(外国貨物の滅却の承認の申請等)</u></p> <p>9 - 13</p> <p><u>(1) 外国貨物を滅却又は廃棄しようとする者が、システムを使用して、当該滅却の承認の申請又は当該廃棄の届出を行う場合には、「滅却（廃棄）承認申請（保税蔵置場等）業務」により、品名、滅却又は廃棄の場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>(外国貨物の包括滅却の承認の申請)</u></p> <p>9 - 14</p> <p><u>(1) 外国貨物の滅却の承認を包括して申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、「外国貨物の包括滅却承認申請業務」により、品名、滅却の場所等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保税担当部門は、審査を行った上、承認する場合には、システムを通じて</u></p>	

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>承認情報を登録するものとする。</u></p> <p><u>（製造用原料品等の亡失の届出）</u> 9 - 15 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して製造用原料品等又はその製品の亡失の届出を行う場合には、「製造用原料品等亡失届出業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p><u>（減免税外貨等の亡失の届出）</u> 9 - 16 免税コンテナー又は免税部分品（以下この節及び次節において「免税コンテナー等」という。）を亡失した者が、システムを使用して、亡失の届出を行う場合には、「減免税外貨等亡失届出（免税コンテナ等）業務」により、品名、亡失の年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p><u>（外国貨物の亡失の届出）</u> 9 - 17 外国貨物を亡失した者が、システムを使用して、当該外国貨物の亡失の届出を行う場合には、「外国貨物亡失届出業務」により、品名、亡失の年月日等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p><u>（製造用原料品等の譲渡の届出）</u> 9 - 18 製造用原料品製造工場等の承認を受けた者が、システムを使用して、製造用原料品等を他の承認工場に譲渡することの届出を行う場合には、「製造用原料品等譲渡届出業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p><u>（製造用原料品等の用途外使用の承認の申請）</u> 9 - 19 (1) 製造用原料品等、免税コンテナー等を用途外に使用しようとする者が、システムを使用して、その承認の申請を行う場合には、「用途外使用承認申請（製造用原料品等）業務」により、品名、数量等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p>	